

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：32616

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23345

研究課題名(和文)米国における知的障害教育カリキュラムの確立とその継承・課題に関する研究

研究課題名(英文) A Historical Study on the Establishment of Curriculum for Intellectual Disability Education in the United States and its Succession and Issues

研究代表者

本間 貴子 (Takako, Homma)

国士舘大学・文学部・講師

研究者番号：30845508

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：ニューヨーク市における知的障害教育のカリキュラムの開発を歴史的に検討し、現在、障害者権利条約のもとで各国で課題となっている通常教育へのカリキュラムアクセスに対し、知的障害教育がどのような点で通常教育と共通性をもち、どのような点で独自性があるのか考察した。知的障害教育カリキュラム開発の歴史的な過程において、コミュニティ生活と学校教育の実現を目指し、通常教育と、民主主義やコミュニティにおける幸福な生活等の大きな目標を共通としつつ、知的障害児の特性に応じた生活経験による独自の内容と指導形態を開発した。こうした独自の教育は、現在もプログラムという形で受け継がれていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

障害者権利条約の批准により、各国でニーズのある子どもの通常カリキュラムへのアクセスが課題である。通常教育のカリキュラムによる指導と評価が困難な知的障害児に対するカリキュラムについて、知的障害児への教育を担保しながら、どのように通常教育と共通性を持たせられるのか検討する必要がある。本研究により歴史的には、知的障害児のソーシャルインクルージョンを目指す中で、通常のアカデミックな教科では指導・評価できない知的障害児教育が通常教育と大きな目標を共通としつつ独自の教育を培ってきた経緯があり、職業や生活をトータルで学ぶ学習においては通常教育との共通性を見出すことができることが示唆された。

研究成果の概要(英文)：The study examined the historical development of the curriculum for intellectual disability(ID) education in New York City, and considered what aspects of the curriculum for ID education have in common with regular education and what aspects are unique to the curriculum for ID education in response to the curriculum access to regular education, which is currently an issue in many countries under the Convention on the Rights of Persons with Disabilities. In the historical process of developing curricula for education of the mentally challenged, N.Y City has developed unique content and forms of instruction based on the life experiences of children with ID according to their characteristics, while sharing the same major goals with regular education, such as democracy and happy life in the community, in order to realize community life and school education. This unique education continues to this day in the form of various programs.

研究分野：特別支援教育 知的障害教育

キーワード：知的障害教育カリキュラム 重度知的障害教育 知的障害職業教育

## 1. 研究開始当初の背景

我が国では、通常学級の学習指導要領と特別支援教育(知的障害教育)の学習指導要領の2トラックによる教育が行われているが、2018 - 19年の新学習指導要領においては通常教育と知的障害教育の連続性が重視されるなど、通常学級におけるインクルーシブな環境における知的発達遅れの伴う子どもへの教育内容・方法のあり方が課題となっている。

アメリカ合衆国では、2000年代初頭に通常教育カリキュラムの適用が義務付けられ、それまで実施していた知的障害教育独自のカリキュラムを制度上実施しなくなり、“プログラム”というかたちで知的障害児向けの教育サービスが提供されるようになった。しかし、それ以前の1970年代までの2トラック時代の知的障害教育カリキュラムの実態とそのカリキュラムが1980年代以降の通常学級における知的・発達障害児向けの支援サービスにおいて何がどのように継承されたのかは未解明である。また、知的障害独自のカリキュラムが、いかなる社会背景・公立学校教育(通常教育)の状況で開発されたのか、その際に知的障害児者の学びの独自性をどのように捉えていたのかを整理しなければ、今後の通常教育カリキュラムへのアクセス時代においてどのような課題が生じるのかを検討することはできない。

## 2. 研究の目的

本研究では、1940 - 70年代のアメリカ合衆国ニューヨーク市において開発された通常教育カリキュラムとは異なる知的障害教育独自のカリキュラムを開発した経緯、社会的背景と公立学校の状況、独自のカリキュラムの実態を解明することを目的とした。それを基に、現在のニューヨーク市知的障害教育において、何がどのように継承されたのかを検討する。

## 3. 研究の方法

本研究は、文献研究法を手法とし、ニューヨーク市教育委員会の史資料、ニューヨーク市の親の会 AHRC の史資料、Occupational Education 誌等を用いて分析をした。

## 4. 研究成果

### (1) 知的障害独自のカリキュラム開発

アメリカ合衆国内の知的障害児(「精神遅滞」児“mentally retarded children”、「精神薄弱」“feeble-minded”と呼ばれていた)は、19世紀より州立の寄宿舎制学校(入所型施設)で生活していた。その後州立の施設は大規模化し、1980年代までサービス提供の中核として機能していく。実際は、知的障害児者のコミュニティ生活は、20世紀初頭より徐々に進んでいた。20世紀初頭にコミュニティ内の公立学校において特殊学級が設置されたことにより、中・軽度級の「精神遅滞」児(I.Q.50~75)の生活の場は施設からコミュニティに広がった。1940~50年代には中・軽度級の「精神遅滞」児に対して職業教育カリキュラムが開発された。

IQ50未満の「重度精神遅滞」の子ども(“severely retarded children”)と成人処遇に注意が向けられたのは、第二次世界大戦後から1950年代である。戦中に兵役を辞退し「精神薄弱者」施設で働いた介護者らによる大規模施設の酷い処遇の状況(虐待の日常化など)の告発が契機であった。親による告白本が相次いで発刊されたことによって、「精神遅滞」児を子にもつ親の中に、「精神遅滞」児を子にもつことは恥ずべきことではないという認識を持つ親が現れ、子の教育や処遇について自身の考えを表明するようになった。1948年にニューヨーク市に創設されたparent groupのAHRC(Association for the Help of Retarded Children)は、1950年代にAHRCは学校教育プログラムのほか、クリニック、就労訓練センター、sheltered workshops・レクリエーションサービス・parent education program・情報提供サービス等のパイロット事業を展開した。AHRCが「重度精神遅滞」児者のコミュニティ生活の実現を目指し最初に取り組んだことは、それまでほぼ公立学校教育の対象となっていなかった「重度精神遅滞」児の学校教育プログラムの開発と試行であった。

このように、知的障害児教育に対するカリキュラム開発は、知的障害児者のコミュニティ生活の拡大が社会背景にあり、知的障害児にコミュニティにおける生活力をつけることを目標に開発されていく。以下に、軽度知的障害児と重度知的障害児に対するカリキュラム開発の特徴を述べる。

### 1) 軽度知的障害児に対する職業教育カリキュラム

1930年代から1940年代のニューヨーク市公立学校において「精神遅滞」生徒のハイスクール教育の試行・導入は、職業教育の提供を目的としていた。

「精神遅滞」学級は、1899年の創設以来、初等学校内で増設されたが、1930年頃よりジュニアハイスクールに開設され始めた。その目的は年長生徒への職業教育の提供であった。1930年頃より職業ハイスクールにおいても「能力の高い」「才能のある」女子の「精神遅滞」生徒に、職業教育を試行した。彼女らは2週間の実地テストを経て在学が認められ、認められない場合は初等学校に戻った。1934年教育委員会報告では、他の職業ハイスクールでは断られるような生

徒も受け入れている職業ハイスクールの記述があることから、各職業ハイスクールで「精神遅滞」生徒の受け入れ基準は異なっていた。

通常教育との関連では、ハイスクール全体で「アカデミックの学習が足りていない生徒の増加」に伴う生徒の質の変化が指摘された。義務就学年齢は16歳までだが、1930年代標準年齢を超える生徒を含む年長の生徒が増加し、ハイスクールは、ジュニアハイスクールだけではなく初等学校からも生徒を受け入れていた。アカデミックな教科学習を中心とする従来のハイスクールのカリキュラムの実施は困難になっていた。ハイスクール問題は、学校内のカリキュラムの問題ではなく社会における「不適応」、「非行」の生徒の問題に波及した。1935年から不適応生徒の調査がなされ、1938年には、ハイスクールのカリキュラムを彼らに合わせて変化させるべきだという提言がなされた。知的障害教育側においても、「精神遅滞」学級に在学する生徒が窃盗の罪で捕まったが、その後職業ハイスクールで学習にやりがいを見出し適応できた例が示された。

1943年ハイスクール側は「ノン・アカデミックな知能の生徒」=「精神遅滞」生徒に卒業証書を与えるプログラムを開始した。1946年には正式にアカデミックハイスクール内に「精神遅滞」学級を開設するに至った。「精神遅滞」学級ではアカデミック教科の補習学級としてのやり方は適さないとされ、教育内容はテキスタイルなどの手工訓練、職業訓練であった。精神遅滞教育では、「精神遅滞」学級への入級から卒業までの一貫した職業コアカリキュラムの開発がなされた。

1947年、1948年のハイスクールの「精神遅滞」学級数は通常のアカデミックハイスクール内の学級数が職業ハイスクール内の「精神遅滞」学級数に比して9倍も多かった。しかし、当時はアカデミックハイスクール「精神遅滞」教育がハイスクールの精神遅滞教育の主流ではなく、1951年公表のニューヨーク市職業教育調査報告によると、多くの「精神遅滞」の生徒が、職業ハイスクール内の通常の学級に在籍し、通常学級の生徒と共に授業を受けていた。

1930-40年代、通常職業ハイスクールと「精神遅滞」教育は若者を就労させ社会適応させるという理念を共有しており、「精神遅滞」生徒のハイスクール受け入れ拡大につながっていた。しかし、次の課題も生じていた。第一に、職業ハイスクールの多くでは、「精神遅滞」生徒は「精神遅滞」児教育の免許を持たない教師から指導を受けていたが、「精神遅滞」生徒には「彼らに合った教師と教材を発展させるべき」とされたのである。第二に、職業自立を目指す点で選ばれた者への特別な教育という面もあり、特に「重度精神遅滞」児の教育をどのようにするかという問題は等閑にされていたのである。

## 2) 重度知的障害児に対する教育

1950年代アメリカニューヨーク市における知的障害児の親の会(AHRC)が実施したIQ50未満の「重度精神遅滞」児(“Trainable Child”, “Dependent Child”と呼ばれた子ども)のコミュニティ生活を目指すための教育プログラム開発に焦点を当て、「重度精神遅滞」児に期待された社会生活像とそのために必要な指導の実態を明らかにした。

AHRCはニューヨーク州立施設に我が子を入所させる「重度精神遅滞」児の親により開設され、自身も障害児の親であり弁護士のウェインゴールド(Joseph T. Weingold: 1904-1987)がディレクターを務め宗派や人種を問わない全米最大級の親の会に発展させた。1950年代にAHRCは学校教育プログラムのほか、クリニック、軽度精神遅滞者向けの就労訓練センター、作業所(sheltered workshops)・レクリエーションサービス・親教育プログラム(parent education program)・情報提供サービス等のコミュニティにおけるパイロット事業を展開した。このパイロット事業のうち、学校教育プログラムを主導したのが、学校事業のコンサルタントを務めた、元「精神遅滞」学級教師でブルックリンカレッジの准教授(Brooklyn College Assistant Professor)で、1955~57年に全米最大の精神遅滞研究に関する専門家による協会 American Association on Mental Deficiency の副会長として教育部門を担当したローゼンツヴァイク(Louis Rosenzweig: 1910-1979)である。

ローゼンツヴァイクの1954と1955年の論文にみるAHRC学校事業の理念・目的の特徴は以下の二点である。第一に、この事業は、重度精神遅滞の教育だけではなく、生活全般・家族を含めたトータルな幸福が目指される大きな事業の一部だったということである。そのため、サービスには家族支援が含まれた。第二に「重度精神遅滞」教育は、当時のIQ50~IQ75程度の「精神遅滞」児への教育の複製では「重度精神遅滞」児の教育に対応できないと考えられていた。当時IQ50以上の子どもを対象とする「精神遅滞」学級は職業に必要なコンピテンシーの育成を重視し、幼少期から特別な教育を受けて、環境にも恵まれれば、成人期には健常者の監督が無くても自己管理が可能なボーダーライン児(“high-grade morons”や“borderline”)を含む軽度知的障害児を想定した教育をしていた。「重度精神遅滞」児に対しては、卒業後の職業的・経済的自立を目的の中心に据える教育ではなく、支援を受けながら家庭や保護されたコミュニティ内の環境で活動することを旨とする教育が想定されたのである。

ローゼンツヴァイクが試案した「重度精神遅滞」プログラムの内容は、身辺自立、家事、他者との関わり、身体運動の発達、生活に必要な文字や数等であり、「伝統的なアカデミックな学習内容」とは異なる独自の内容であった。こうした内容を学校教育として受け入れてもらい、公立学校教育として位置づけるために、ローゼンツヴァイクは、次の点を強調した。第一に、民主主義の側面から見た通常教育と「重度精神遅滞」教育の目標は共通する点である。第二に、職業適応(occupational adjustment)とは、以前は子どもが“job”を得るといった単純なものであったが、現在はそのような単純なものではないとし、それ以前に身につけるべき内容を指導するこ

とも含まれると示唆した。そして学校教育では「重度精神遅滞」児に対しては、保護的作業所に通う生活を見据えたプログラムを提供することを提起した。具体的な指導方法は「重度精神遅滞」児の特性に応じた生活経験による指導方法を重視した。このように、大きな目標は共通するが、それを目指すための具体的な内容や方法は知的障害児に独自のものと明示したのである。1950年代の“severely retarded children”の学校プログラム開発は、社会生活と教育における限界を広げ多様性を包含したソーシャルインクルージョンの始まりを象徴していた。

## (2) 現代のニューヨーク市知的障害教育への継承

### 1) 特別なニーズプログラムを提供する District75 におけるプログラム

ニューヨーク市公立学校は、通常カリキュラムアクセスが義務づけられた 2002 年の No Child Left Behind Act 以降も、市内全域の特殊教育のセンター的機能を有する教育委員会の部署 District75 を有している。District75 は、特別なニーズ教育のプログラムを実施するセンター的機能を有しており、市内全域の特別なニーズのある子どもに対し、Table 1 に示すプログラムを提供している。

AIMS Program(Acquisition, Integrated Services, Meaningful Communication, and Social Skills)	AIMSプログラム
Arts	芸術
Assessment and Accountability	アセスメントとアカウンタビリティ
Early Childhood	幼児期
English Language Learners	英語学習者
Family Engagement	家族参画
Inclusive Education	インクルーシブ教育
Literacy and Social Studies	識字率向上と社会科教育
Positive Behavior Interventions & Supports	ポジティブな行動への介入とサポート
School Wellness & Physical Education	スクールウェルネスと体育
Science, Technology, Engineering, and Mathematics	科学、技術、工学、数学
Teacher Effectiveness	教師力強化
Transition	移行期
Travel Training	目的地までの移動
Related Services	関連サービス

出典 : New York City Department of Education District 75 (2022) District 75 Programs.

[https://www.schools.nyc.gov/learning/special-education/school-settings/district-75/district-75-programs\(2022.6.1\)](https://www.schools.nyc.gov/learning/special-education/school-settings/district-75/district-75-programs(2022.6.1))

歴史的に 20 世紀中頃の知的障害カリキュラム開発において、知的障害児に対する職業教育やコミュニティで生活するための教育のあり方が探究されたが、現在においても移行期のプログラム、目的地までの移動のプログラム、家族参画(連携)、AIMS プログラムに含まれるソーシャルスキル・コミュニケーションなどの内容がプログラムとして提供されていることが明らかになった。ポジティブな行動への介入とサポートは、応用行動分析に基づくプログラムであり、応用行動分析に基づく指導がプログラムとして加わっている。

### 2) 親の会 AHRC の特殊学校におけるプログラム

AHRC は、現在もアメリカ合衆国における親の会の代表的な存在であり、学齢期における学校機能から、卒業後における様々なコミュニティサービス、家族サービスを展開している。学齢期においては、ニューヨーク州の規定する教科カリキュラムに加え、Table2 に示す特別なプログラムを提供している。コミュニティベースの指導は、コミュニティの中で实际的・経験的に学ぶ指導であり、移行のプログラムも職業訓練や将来のコミュニティ生活に必要な内容を学ぶプログラムであり、これらは、20 世紀中頃に開発されていた知的障害教育のカリキュラムに共通する内容である。応用行動分析学に基づくプログラム、PECS、自閉症支援プログラム、機能的行動分析などのプログラムが加わっていることが現在の特徴である。

Table 2. AHRCにおける特別なプログラム	
Applied Behavior Analysis	応用行動分析学
Verbal Behavior	言語行動
Functional Behavioral Assessment And Functional Analysis	機能的行動評価と機能的分析
STAR Autism Support Program	STAR自閉症支援プログラム
Alternative & Augmentative Communication & Technology	代替・補強型コミュニケーションと技術
PECS(Picture Exchange Communication Systems)	PECS
Word / Sign	単語/手話
Community-Based Instruction	コミュニティベースの指導
Transition And Person-Centered Planning	移行と個人中心計画
出典：AHRC(2022)Specialized Program . <a href="https://schools.ahrcnyc.org/specialized-programming/">https://schools.ahrcnyc.org/specialized-programming/</a> (2022.6.1)	

### (3) まとめと今後の課題

歴史的に、ニューヨーク市における知的障害教育では、コミュニティで生活をするということを目指し、アカデミックな伝統的な教科とは異なる職業教育や生活経験による生活教育が開発された。まずは1940年代に「仕事を得る」職業自立を目指す職業教育カリキュラムが開発されたが、それだけでは重度の知的障害児に対応ができず、1950年代より、親の会が、大学教員や学校関係者と協力して、我が子の学校教育の実現を目指して、重度の知的障害児に対するプログラムを試行するようになった。このカリキュラム開発過程においては、学校教育に知的障害教育を組み入れるために、伝統的なアカデミックな教科内容の修得が困難な知的障害児の教育と通常教育との共通点を見出すことが試みられた。軽度知的障害児に対する職業教育においては、職業自立という目標を共通にするが、さらに下位の目標や内容・方法として独自のものを設定した。職業自立という点で通常教育と共通点を見出すことができない重度の知的障害児に対しては、さらに大きな共通する目標である民主主義やコミュニティにおける幸福な生活が目標とされた。また、「働くこと」自体を、単に賃金を得て働くことだけではなく、保護された環境で営利を追求しないかたちで働くことや、家庭で役割を果たすことなども含めた。具体的な指導方法は知的障害児の特性に応じた生活経験による指導方法を重視した。こうした知的障害児の独自の内容と指導方法は、現在、特別なプログラムの中に位置づけられ、継承されている。

本研究では、知的障害教育におけるカリキュラム開発の歴史的検討において、1940年代～50年代のカリキュラム開発の初期の検討を中心に行ったが、その後の詳細な展開を検討する必要がある。またニューヨーク市を事例にしているため、このようなカリキュラム開発の過程が他国と共通性があるのかは明らかにできていない。現在のニューヨーク市の知的障害教育の分析においては、事例数に限りがあったため、今後は事例数を増やし、プログラム提供元の組織、従事者の専門性なども調べる必要がある。教科カリキュラムの中で、目的と内容、指導形態・指導方法にどのように受け継がれているのか、詳細を検討する必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Takako Homma and Hiroki Yoneda	4. 巻 -
2. 論文標題 Social Inclusivity for Children with Severe Intellectual and Developmental Disabilities: Development of a 1950s School Community Programme	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Paedagogica Historica	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/00309230.2022.2092761.	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 HOMMA, Takako / YONEDA, Hiroki
2. 発表標題 Education Trends For Mentally Retarded Children In New York City During The 1940-50s: A Focus On Day School Education
3. 学会等名 The International Standing Conference for the History of Education (ISCHE) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 本間貴子
2. 発表標題 1940-50年代米国的障害教育における進路指導ガイダンス ニューヨーク市公立学校特殊学級“Occupational Curriculum”実施期の教師の役割と専門性
3. 学会等名 日本特殊教育学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	米田 宏樹 (Yoneda Horoki) (50292462)	筑波大学・人間系・准教授  (12102)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------